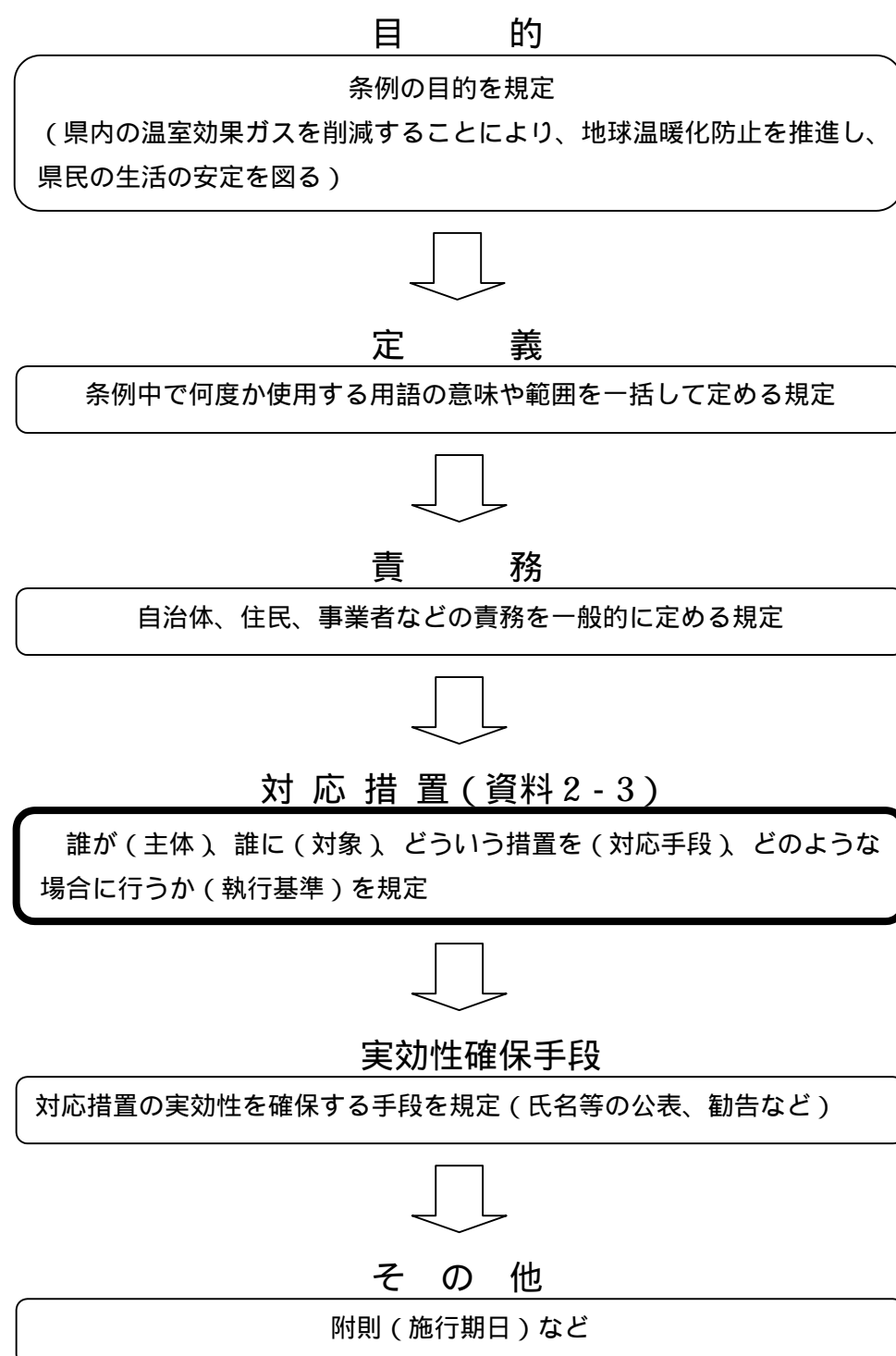


長野県地球温暖化防止条例（仮称）の骨子（案）について



条例検討の一般的な留意点について

- 1 個人の権利制限、特定義務の賦課などを盛り込む場合は、条例の目的を達成するために必要な項目とする。
- 2 一般の県民から支持を受けられる内容のものであること。（公平性が保たれていること）
- 3 法律や他の条例などとの整合性が図られていること。（他の法令で対応できるものは除外する）
- 4 条例では、基本的項目を規定するが、細部にわたるものなどは規則で規定し、状況に応じて対応をしていくことになる。（条例のみですべてを規定しきれない場合がある）
- 5 なお、他法令との整合性、条例と規則への振り分けなどについては事務局で対応する。